

退職手当等に対する市・県民税の特別徴収税額の算出方法

退職手当等の収入金額	勤続年数	* 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。
(ア) <input type="text"/> 円	(イ) <input type="text"/> 年	

1. 退職所得控除額を求める

勤続年数が20年以下の場合 40万円 × 勤続年数(イ)

勤続年数が20年を超える場合 800万円 + 70万円 × (勤続年数(イ) - 20年)

* 上記金額が80万円に満たない場合は80万円になります。

* 障害者になったことにより退職した場合には、上記金額に100万円を加算してください。

退職所得控除額 (ウ) 円

2. 退職所得金額を求める…①②より該当する計算方法をお選びください。

①勤続年数が5年以下の法人役員等へ支払われる場合

退所手当等の収入金額(ア) - 退職所得控除額(ウ) (エ) 円

(エ)の千円未満の端数を切り捨て 退職所得金額 (カ) , 000円

②上記①以外の場合

退所手当等の収入金額(ア) - 退職所得控除額(ウ) (エ) 円

(エ) × 1/2 (オ) 円

(オ)の千円未満の端数を切り捨て 退職所得金額 (カ) , 000円

3. 市民税額を求める

退職所得金額(カ) × 6% (キ) 円

(キ)の百円未満の端数を切り捨て 市民税額 (ケ) 00円

4. 県民税額を求める

退職所得金額(カ) × 4% (コ) 円

(コ)の百円未満の端数を切り捨て 県民税額 (サ) 00円

5. 特別徴収税額を求める

市民税額(ケ) + 県民税額(サ) **特別徴収税額** 00円

納付する金額

※上記の内容は、平成25年1月1日以降の退職者用の計算方法です。

問合せ先
十和田市企画財政部
税務課 市民税係
電話 0176-51-6767(直通)